

**(仮称) 大矢知こども園、(仮称) 下野こども園の基本計画策定支援業務委託
仕様書**

1 業務の目的

本市において、保育園では、近年の保育需要の増大から、引き続き受入枠の確保が必要となる一方で、幼稚園では入園児数の減少により、子どもがお互いに関わり合いながら遊び、学び合うことのできる集団規模を維持することが難しくなっている。そのため、令和5年3月に四日市市認定こども園整備推進計画を策定し、幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持つ認定こども園の整備を進めている。

大矢知地区、下野地区についてはそれぞれ、園舎の老朽化が進んでおり、地区内にある幼稚園、保育園を統合して、新たに認定こども園を整備する予定である。

本委託は、(仮称)大矢知こども園、(仮称)下野こども園の新園舎整備に伴い、必要となる基本計画を作成することを目的とする。

また、基本計画案の策定にあたっては(仮称)大矢知こども園整備検討協議会、(仮称)下野こども園整備検討協議会(以下、「検討協議会」)を設置し、検討を進めていくことを想定しているため、本委託では検討協議会における検討素材の作成及び協議会運営補助等を含むものとする。

2 委託期間

契約の日から令和7年3月31日まで

3 統合の対象となる施設

施設名・住所

地区	名称	住所
大矢知	大矢知保育園	松寺1丁目11-12
	大矢知幼稚園	大矢知町3255
下野	下野保育園	あさけが丘2丁目1-156
	下野こども園	朝明町498-1
	下野幼稚園 (R7年度末に閉園予定)	朝明町464

在園児数

名称	在園児数 (R6年4月時点)						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
大矢知保育園	1	10	16	21	25	26	99
大矢知幼稚園	-	-	-	-	4	12	16
下野保育園	-	4	10	16	15	17	62

下野こども園	1	7	12	14	23	21	78
下野幼稚園	-	-	-	-	2	5	7

新園舎の整備予定候補地については、別途市が示す場所とする。

4 業務内容

本業務に関わる業務内容は、以下のとおりとする。

(1) こども園化についての検討補助

①施設整備に向けた基本方針の作成

各地区の統合する施設の現状の役割（子育て支援センターや、公立園としての担い）を踏まえ、利用する園児にとってより良い保育・教育の場となるには、どのような施設を目指すか、整備の基本方針を作成する。

②施設整備に向けての留意点の整理

基本的な考え方に基づき、建物の配置や平面計画に関する留意点や園庭、保育室、歩道など施設ごとの留意点を整理する。留意点の整理にあたっては、各地区の統合する施設の現状も踏まえることとする。

③施設整備に関するスケジュールの作成

新園舎の開園年度を見据えて、スケジュール表を作成する。スケジュールには、各種必要となる手続きについても含むものとする（例：開発許可申請、生産緑地の解除、農振除外申請など）。

④施設整備に関する概算事業費の算出

施設整備に伴い必要となる概算事業費（建築工事、土木工事等）について算出する。

(2) 整備と条件の整理

①施設の概念図及び諸室のイメージ作成

新しい市の子育て施設として目指す姿の概念図をイメージ図や事例写真等を用いて整理する。

②施設の条件整理

敷地条件、規模設定、必要諸室、安全面、防災面等を検討・整理する。規模設定については、地区の人口動態を踏まえた定員設定を検討するものとする。

③基本計画案の作成

施設の基本計画案（配置、平面、立面等）を作成する。配置の検討にあたっては、周囲の道路の状況や、施設の利用者（保護者、給食運搬業者、職員）の動線を考えること。

※整備と条件の整理については、認定こども園に関係する各種法令に基づき整理すること。

(3) 基本計画報告書（案）の作成

(1)～(2)の検討結果を基本計画報告書（案）として取りまとめる。

(4) 検討協議会、庁内打合せの運営補助（全12回程度）

大矢知、下野それぞれの地区において、地元住民代表や保護者代表との検討協議会を開催するため、資料作成補助を行い、会議へ出席する（それぞれ計3回程度）。また、庁内での打合せを都度行う。

(5) データの提供

業務において、作成した資料等のデータについて、都度、本市へ提供すること。

(6) 連絡体制

緊急を要する場合等に対応するため、速やかに連絡がとれる体制を確立すること。

5 打合せ・協議

本業務の遂行にあたっては、本市担当者との連絡を密にするように努め、十分な協議を行い本委託業務が効果的に進められるように留意すること。

6 完了報告

(1) 成果品及び完了報告書の提出を以って、委託業務の完了とする。また、本委託業務により作成した資料の電子データの提出も行うこと。

(2) 市が求める日までに中間報告を行うこと。

7 委託料の支払

完了払いとする。

8 その他

企画提案書の内容は本契約に含むものとする。

本仕様書に定めのない事項、または本仕様書の各事項に関する疑義が生じたときは、プロポーザル企画提案書に記載された内容及びプロポーザル実施要領に基づき、市と受託者において別途協議の上、定めるものとする。

9 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

10 暴力団等不当介入に関する事項

(1) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示

第 28 号) 第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

(2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(ア) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(イ) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(ウ) (ア) (イ) の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等に準じる措置を講ずることがある。

1.1 障害者差別解消に関する事項

(1) 対応要領に沿った対応

(ア) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(イ) (ア) に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(2) 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。